

●香川県選挙管理委員会告示第76号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,869,700円
坂出市選挙区	5,507,700円
善通寺市選挙区	4,980,500円
観音寺市選挙区	5,257,200円